

町内小中学校等の 耐震診断結果の 公表します！

小・中学校の施設は、子供たちが一日の大半を過ごす活動の場です。

また、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

平成20年6月に地震防災対策特別措置法が改正され、公立の幼稚園、小・中学校等の校舎等について耐震診断の実施とともに、耐震診断を実施した建物ごとにその結果の公表が義務付けられました。

せたとな町では平成22年3月末までに診断対象となる校舎・体育館の耐震診断が全て終了しましたので、結果について公表します。

● 問い合わせ先

教育委員会

企画総務課総務係

☎ 0137・84・5111

耐震診断結果（平成22年3月現在）

耐震化の対象となる建物は、非木造の校舎等で2階以上又は延床面積が200㎡以上の小・中学校、幼稚園の校舎等です。診断結果には、今後、耐震化対策が必要な建物全棟の耐震診断結果を掲載し、既に耐震性能が確保されている「昭和57年以降の新耐震基準で設計された建物」は掲載していません。



学校名	建物区分	建築年	面積	階数	構造※1	診断年度	診断結果 Is値※2	備考
久遠小学校	校舎	S46~47	2,512㎡	2階	RC	H20~21	0.535	NG（要補強・改修）
	体育館	S47	660㎡	1階	S	H20~21	0.07	NG（要建替）
玉川小学校	校舎	S53	1,622㎡	2階	RC	H20~21	0.904	OK（耐震性有り）
	体育館	S41	378㎡	1階	S	H20~21	0.25	NG（要補強・改修）
北檜山幼稚園	園舎	S47	402㎡	1階	S	H20~21	0.798	OK（耐震性有り）
								（体育館は保有なし）
平田内小学校	校舎	S54	873㎡	2階	RC	H21	1.143	OK（耐震性有り）
	体育館	S55	564㎡	1階	S	H21	0.386	NG（要補強・改修）
長磯小学校	校舎	S56	927㎡	2階	RC	H21	0.82	OK（耐震性有り）
	体育館	S57	564㎡	1階	S			新耐震基準
大成中学校	校舎	S51~52	3,187㎡	2階	RC	H21	0.946	OK（耐震性有り）
	体育館	S53	860㎡	1階	S	H21	0.27	NG（要補強・改修）
瀬棚中学校	校舎	S53	3,207㎡	3階	RC	H21	0.243	NG（要補強・改修）
	体育館	S54	1,205㎡	1階	S	H21	0.13	NG（要補強・改修）

久遠小学校校舎・体育館、玉川小学校体育館、平田内小学校体育館、大成中学校体育館、瀬棚中学校校舎・体育館についてはNG（要補強・改修）となっているため、今後改修並びに移転等について検討して参ります。

耐震診断結果の見方

※1 構造区分 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

※2 Is値

診断の結果、建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される構造耐震指標で、その最小値を表記しています。なお、文部科学省では、補強後のIs値は、おおむね0.7を超えることとしています。

また、大規模な地震とは、震度6強から震度7程度の地震を想定しています。

- ① Is値0.3未満 大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高い
- ② Is値0.3以上0.6未満 大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある
- ③ Is値0.7以上 大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

後期高齢者医療制度 のお知らせ

運営協議会委員の公募について

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様の代表として、制度運営に関する重要事項についてご審議いただくため、運営協議会委員を募集しています。

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合及び市町村窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 平成22年8月31日（火）
- 【選考】 選考委員会において、総合的に委員を選考します
- 【報酬等】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

●問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目
☎011-290-5601

役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ☎0137-84-5111
瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係 ☎0137-87-3311
大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係 ☎01398-4-5511

税

滞納処分（差押）の強化中！～公平・公正を期すために～

町税の納付につきまして、多くの納税者のご理解とご協力により、平成21年度現年分は前年を上回り、また、滞納繰越分についても平成19年度に比べると約8パーセントの伸びとなっており、納税に対する意識が徐々に高まってきたものと感じています。

しかしながら、なお一部の方々については、納税が滞っている現状が見受けられることから、引き続き滞納処分の強化を図ってまいります。（特別な事情がある方や適正な分割納付を履行さ

■町税収納率の推移（過去3年）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年分	96.86%	96.84%	96.91%
滞納繰越分	8.28%	14.26%	16.04%

れている方は除く。）

滞納者から、「差押えの前に何の連絡もない。取りにくければ払う。」など苦情がありますが、事前に督促状や催告書を送付しお知らせしています。また、税金の納付は自主納付となっており、納期ごとにしっかり納付している方々からすれば、差押えの執行は当然のこととなります。

税の公平・公正を期すために、今後も預貯金・生命保険の差押えはもちろんのこと、不動産・動産（自動車等）の差押えも行なってまいります。

税についてのお問い合わせは

せたな町役場本庁税務課 ☎0137-84-5111
瀬棚総合支所地域町民課税務係 ☎0137-87-3311
大成総合支所地域町民課税務係 ☎01398-4-5511

平成21年度滞納処分の現状



滞納者に対して財産等を差押えました

平成21年4月1日から平成22年3月31日までに差押えを執行した分について、財産の種類別に分類しましたのでお知らせします。

（換価済分）

財産の種類	預貯金	生命保険（解約分）	所得税還付金	債権	その他	合計
差押	件数	16件	42件	1件	1件	62件
	金額	1,648,777円	624,600円	1,194,724円	348,012円	27,000円

（換価未済分）

財産の種類	不動産	生命保険（未解約分）
差押	件数	2件
	金額	2,578,346円

●滞納処分（差押え）について

当町では納税相談などを行い、分納誓約が履行されなかった場合に滞納処分を執行していますが、国税徴収法並びに地方税法では督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならないとなっています。